

保護者様

桑名市教育委員会
教育長 加藤 眞毅

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症にかかわって、令和5年5月8日より感染症法上の取扱いが5類へ移行することに伴い、文部科学省より学校保健安全法施行規則の一部改正および5類感染症への移行後の園・学校における感染症対策の見直しが行われました。

これを受け、5月8日より、本市立幼・小・中学校における対応を下記の通りとします。

3年余にわたり、教育活動内における感染症対策等にご理解・ご協力いただきましたことにあらためて感謝申し上げます。

今後は、感染状況の落ち着いている平時より手洗いや換気等の感染防止に努めたいうで、感染流行時には一時的に活動場面に応じた対策を講じながら、子どもたちの学びを保障できるよう取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1 園・学校における感染症対策にかかわって

※感染状況が落ち着いている平時においては、下記①～③に示す感染症対策を講じることとし、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた感染症対策を検討することとします。

【平時からの対策】

①健康観察について

- ・登校（園）前の健康観察は、お子様の健康状態を把握するうえで大切です。健康観察表等による報告は必要ありませんが、引き続き、登校（園）前のお子様の健康観察をお願いします。
- ※発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養することをお勧めします。この場合は、「欠席」扱いとなります。

②換気について

- ・気候上可能な限り2方向の窓を少しずつ開けての常時換気、それが難しい場合は休み時間毎に窓を全開にする等、適切な換気に努めます。

③手洗い等について

- ・公衆衛生上、こまめな手洗いや咳エチケットの励行を指導していきます。
- ・手指消毒液の設置や使用は終了します。ただし、在庫がある間の使用や状況等に応じて使用することがありますので、使用に際して配慮を要する場合は学校（園）へお申し出ください。

＜マスクの着用について＞

- ・マスクの着用を求めないことを基本としています。※令和5年4月1日よりすでに適用
- ※児童生徒に対し、マスクの着脱を無理強いすることのないよう配慮していきます。
- ※マスクを着用する児童生徒等に対し、生命への危険がある場合は外させたりすることもありますのでご了承ください。
- ・病院受診の際や校外学習などで利用施設等から求められる場合は、マスクの着用を推奨することがありますのでご了承ください。

【感染流行時における対策】

①各教科の活動・給食・行事等の教育活動について

- ・感染流行時には、感染のリスクが比較的高い学習活動（グループワーク・実習、合唱・リコーダー等の演奏、組み合ったり接触したりする運動等）・給食・行事などの活動場面に応じて、一時的な感染症対策（近距離、対面、大声での発声や会話を控える、触れ合わない程度の身体的距離を確保する等）を講じることがありますので、ご了承ください。

②部活動について

- ・「①各教科の活動・給食・行事等の教育活動について」に準じて活動を行います。
- ・公式大会やコンクール等における参加や観戦については、大会主催者や各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえて対応します。

2 新型コロナウイルス感染症にかかわる欠席等の取扱いについて

①今後、新型コロナウイルス感染症に感染した場合について

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合については、「出席停止」となりますので自宅で療養してください。

【出席停止の期間】

「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」

「症状が軽快」とは	解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを言います。
「発症した後五日を経過」「症状が軽快した後一日を経過」について	発症した日（0日目）や症状が軽快した日（0日目）の翌日から起算します。
出席停止解除後は・・・	発症（0日目）から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

②これまでの特例的な「出席停止」措置について

- ・新型コロナウイルス感染防止対策として設けた発熱等風邪症状により欠席した場合、コロナ不安を理由として欠席した場合、ワクチン接種により早退・遅刻・欠席した場合及びその副反応で欠席した場合の取扱い等について、これまでは出席停止の扱いとしていましたが、原則として終了します。
- ・感染流行時において、高齢者や基礎疾患がある同居家族がおり感染が不安である、基礎疾患等により重症化するリスクが高い等の事情により、休ませたいという場合は、学校（園）へご相談ください。

3 臨時休業等の対応について

- ・学校（園）内に感染が広がっている可能性の高い場合、適宜、学校（園）医と相談のうえ、学級・学年・学校（園）単位の臨時休業を判断・実施します。
- ・閉鎖期間の目安は、5日間程度（土日祝日含む）です。
- ・感染の広がりを防止するための閉鎖措置であるため、閉鎖期間中のお子様の預かり等はありません。

4 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別への指導について

- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識をもとに、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行い、憶測や偏見に基づく差別が生じることのないよう取り組みます。
- ・児童生徒等が抱える不安やなやみに寄り添い、丁寧に話を聞き、適切な支援を行います。
- ・学年や学級において、身近にある差別の問題について考え合うことを通して、差別を許さず、支えつなかり合うなかまづくりを進めます。

ご家庭へのお願い

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスの取れた食事を心がけてください。
- ・こまめな手洗いを行いますので、毎日清潔なハンカチや手拭きタオルを持参してください。
- ・登校（園）後、お子さまに発熱がみられた場合や熱がなくても風邪症状等でこれ以上学校（園）生活を送ることが難しいと判断した場合は、お迎えをお願いします。
- ・学校（園）生活を送るうえでご心配なこと等がある場合は、在籍園・学校へご相談・お申し出ください。

今後も新型コロナウイルス感染症に関しての正しい知識に基づき、マスク着用の有無、ワクチン接種の有無、感染の判明等により、子どもたちやそのご家族に対して、憶測や偏見による差別が生じることのないよう取り組んでまいりますので、ご協力をお願いします。